

- ◇ この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たつては正規の会議録と受け取られる」とのないようお願いいたします。

午前九時開議

○井林委員長

これより会議を開きます。  
内閣提出、関税定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁植田和男君の出席を認め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として財務省関税局長高村泰夫君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井林委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○井林委員長 質疑の申出がありますので、これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。立憲民主党の階猛です。

昨日は、震災から十四年の節目ということで、

私も地元岩手県の大船渡市に行ってまいりました。皆さんのお手元に、大船渡、今般火災があつたわけですけれども、現地の写真をつけさせていただいているあります。山火事だったわけですけれども、それが燃え広がつて、住居などにも甚大な被害が及んでいるということです。後ほど関連する質問も行いますけれども、まずもつて、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そしてまた、震災から十四年ということで、改めて、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、震災から立ち直る皆様に対し、これからも寄り添つて、全力で復興に努めていくことをお誓い申し上げたいと思います。

今日は日銀総裁にお越し頂いております。私は、二月二十一日にも予算委員会で総裁に長期金利の上昇傾向に關して質問させていただきました。

その後、更に長期金利は上昇しております。今、一・五%を上回る水準で推移しているわけです。

当時、二十一日でしたけれども、総裁の答弁で、長期金利の上昇について、注意深くモニターしていきたいという答弁でした。現在の市場動向、これは日銀として想定の範囲内と見ているかどうか、まずはお答えください。

○植田参考人 お答えいたします。

長期金利は市場で自由に形成されることが基本であるというふうに考えておりますので、その水準や先行きについて細かく具体的にコメントすることは差し控えさせていただいております。

ただ、昨年来、上昇傾向が続いていることも事

実でありまして、これについて、市場においては、経済、物価情勢に対する見方、あるいは海外金利の変化等を反映したものと見ていくというふうに理解しております。

○階委員 ということは、結論としては、今の長期金利の水準は想定の範囲内ということでおろしいですか。

○植田参考人 先ほど申し上げました市場の見方と私どもの見方の間に大きなそこはないというふうに考えております。

○階委員 今のところは想定の範囲内ということでお聞きします。

それで、日銀は今、長期の金利のコントロールはやめられていますね。市場に委ねるということです、じゃ、今までは何だったのかという気もするんですが、いずれにしても、今、短期の金利をコントロールしております。

短期の政策金利については、かねがね、総裁からは、中立金利をかなり下回っているといった趣旨のことを言われておりまして、多少金利を引き上げても金融緩和の状況に変わりがないんだといったようなこともおっしゃられたと思います。

これから政策金利を中立金利に近づけるべく徐々に引き上げていくとすると、これは当然、長期金利も通常上昇すると思われるわけですが、これに伴う長期金利の上昇は、市場の通常の動きだということで、今までのような長期金利のコントロールはこれからも行わないということでおろしいですか。

○植田参考人　長期金利は様々な要因によつて決定されますが、その最大の決定要因の一つが、将来の短期金利に関する市場が持つてゐる予想でござります。したがいまして、それを反映して長期金利が動くということは自然な姿であるというふうに思ひます。

私どもの観点で大事なことは、将来の短期金利を決定する際にどういう考え方で決定していくのかということをこれまでも申し上げてきましたが、市場に對して明快な形で、市場に對して分かりやすく発信し続けるということだと思います。

○階委員　要するに、短期金利を反映して長期金利は決まるわけだから、短期金利を引き上げていった結果、長期金利が上がることは、これは当然のことであるということをおつしやられていると、いうふうに理解してよろしいですか。うなづかれておりますけれども、そういうことによろしいですか。どうぞ。

○植田参考人　委員のおつしやるとおりでござります。

○階委員　そういう中で、これから金利を正常化していくということなんですが、そうすると、長期金利もそれにつれて上がつてくるということになります。

これは、日銀にとつても財務内容が厳しくなるということなんですねけれども、政府にとつても、国債による調達金利が上がつて、財政運営上非常に厳しくなるということなんですね。今、予算案の審議が行われていますけれども、どうも、基金のブタ積みで金利を垂れ流しているといった

ようなところを見ると、これから長期金利が上がつていくことに対する警戒感のようなものが足りないと思ひますが、この点について、総裁から何かコメントはありますか。

○植田参考人　長期金利上昇の財政への効果という点の御質問だと思いますが、そこに関しては、政府、国会の方で財政の持続可能性等を配慮して決めていかれるものと了解しております。

○階委員　アコードの中で、日銀と政府との間では、政府は財政健全化に努力していくといったような文言も入つてゐたと思うんですね。そのアコードを結んだ当事者として、今、政府の財政運営に對して、何かおつしやりたいことはありませんか。

○植田参考人　短期的な財政運営については私も申し上げてはいけないことだというふうには理解しておりますが、中長期の持続可能性について常に配慮をしていただきたいというふうには思つてございます。

○階委員　中長期の財政運営に常に配慮していただきたいという日銀総裁のお言葉でした。

財務大臣、今のお言葉を受けて、通告はしてはおりませんが、何か返す言葉はないでしょうか。

○加藤国務大臣　返す言葉ではございませんが、これまで、私ども、経済あつての財政という中で、経済の成長、再生、これをしつかり図りながら財政の健全化に取り組む、経済再生と財政の健全化の両立を図るということでこれまで取り組んでまいりましたし、引き続きこうした思いで取り組んでいきたいと思いますし、また、今委員御指摘

のよう、これから長期金利が上がれば、当然払い費に對する影響、こういったこともしつかり考慮しながら、また、同時に、ここでも議論させていただきましたけれども、いわゆる機会費用の件、これに對しては大変私は大事な論点だと思つております。

○階委員　長期金利がこれから上がつていくだろうという中で、来年度の予算の想定金利は二%なんですが、私はこの二%も上回つてくる可能性は十分あると思つております。財政運営については本当に危機感を持つて取り組むべきだということを強く申し上げたいと思います。

日銀総裁、ここまでで結構ですので、どうぞ御退席なさつてください。

○井林委員長　御退席ください。

○階委員　さて、その上で、先ほど、冒頭申し上げました災害に關することです。我々、設けるべきだということで、この場でも提案させていただいております。

これに關して、十日の参議院の予算委員会、同僚の奥村議員から質問があつて、大臣の方から答弁がされました。それを二ページ目につけておりますけれども、要は、災害損失控除というものを設けて、人的控除の後に控除するということをやるべきだということを言つてゐるわけですね。

人的控除の後に控除すると何が助かるかといふと、普通、収入があつて、必要経費を差し引いて、そして、それによつて出でくる所得から様々な所得控除を引いて、最後、税率を掛けるべ

スの金額が出てくるわけですけれども、この災害損失控除というのは、今の制度だと、雑損控除の一部ということで、必要経費と同じような取扱いがされているわけですね。

ということは、雑損控除、とりわけ災害に関わる雑損控除が大きくなり過ぎると、その下の所得控除ができなくなってくる。必要経費を差し引いたところで赤字になると、それ以上差し引くものはないですから、それで、人的控除が受けられないということなんですね。

そもそもその取扱いがいいのかどうかということでお聞きしたいんですが、三つ、大臣がこの答弁でポイントを言つていてると思います。

一つは、必要経費に類似した性質を持つということを言つています。雑損控除ないし災害損失控除というのは、必要経費に類似した性質を持つということを言つています。しかし、事業用の資産だつたらともかく、事業とは関係ない、いわば生活資産である住居などが災害によつて損失を被つた場合、これを必要経費に類似した性質を持つと言つていいのかどうかというのが一つ目の論点です。

二つ目は、ふるさと納税を含む政策的に認められている所得控除もある中で、その適用の有無によって雑損失の繰越額が異なると公平性に疑念が生じるみたいなことを言つていますね。

政策的な控除は、当然、ふるさと納税が多ければ多いほど多くなるわけで、そうすると、災害損失控除は、先にふるさと納税の控除をした後にやるとなると差し引く額が小さくなる。小さくなる

と、繰越し、繰越しということになつてきますから、そういう方の方が繰越ししが大きくなるということが公平に反するというようなことをおつしやつておられるわけですが、果たしてそうなんだろうかと。

むしろ、ふるさと納税の限度額がないことの方が問題であつて、ふるさと納税が多ければ多いほど災害損失控除で得をするから、災害損失控除の控除の順番は見直すべきでないというの私は本末転倒だと。むしろ見直すべきは、ふるさと納税のようないい政策的な控除の方だと私は思います。

それから、損失の繰越期間、三年から五年にすれど必要な見直しを行つたということも言われていますけれども、まさにこれは必要な見直しだつたと思ひますけれども、せつかく五年に延長しても、繰越額が小さければ、その五年のメリットを生かし切れないわけですね。今行われている雑損控除のやり方だと、災害損失を、早めに繰越しを終わらせようというようなことになりますから、三年から五年に延長したメリットを生かせないということになつてしまふと思うんですね。

以上三点について、私は大臣の答弁はちょっと間違つているんじやないかと思つておりますし、是非これは、我々が提案している災害損失控除、そして人的控除の後に控除をするという制度改正をやるべきだと思いますが、いかがでしようか。

その上で、令和七年の三月四日の衆議院の財金委における附帯決議において、たしかこれは下に書いていただいていますけれども、決議がござります。そこにおいて、個人の有する住宅、家財等につき、災害による損失を当該個人の所得から人との控除の後に控除することができる、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な対応を行ひ、その実現に努めることという決議を頂戴をしていますので、政府としては、御

してこれまで取扱いをしているということで、そういう整理の下で今のような運用がなされているということを説明をさせていただいたということをあります。

それから、先ほど委員がおつしやつたように、災害に伴う様々な被害額、いわゆる雑損控除として一括して取り扱われているわけでありますから、その雑損控除の扱いについて、人的控除や他の所得控除の後に行うとした場合には、例えばふるさと納税云々等々でかなり変動し得るということを申し上げたことであつて、委員の、ふるさと納税をどうするかというのは、これはまた別の議論として議論をさせていただくべきものと考えております。

その上で、三年から五年など延長する必要な見直し、これは評価をいただき、ただ、三年から五年に見直しても繰り越すものがなければ三年でも五年でも同じじゃないか、これはおつしやるとおりだと思います。そこは、繰越ししができることを前提につくられている条文というか制度だということをあります。

○加藤国務大臣 委員の提出というかお示しいただいた資料の二ページに私の答弁の中身を書いておきますけれども、まさにここにあるように、必要経費に類似した性質を有するものと

趣旨を踏まえて配意をしてまいりたいということを申し上げているわけありますので、そうした姿勢に立つて今後議論していきたいというふうに考えております。

○階委員 本当に、私も大船渡に行つてまいりまして、津波で被害を受けられた方が高台に移転したらまたそこも火事になつたということで、大変な状況なわけですよ。そうした方が、今の雑損控除の中で災害損失を勘案するというやり方では、到底必要な救済が得られないのではないかと思つております。

この災害損失控除というものは日本税理士連合会からもずっと提案がされていますけれども、まさに最近の、二重被害というか二重災害が各地で起き得る中で、こうした税制の見直しは一刻も早く行つていくべきだと思います。

改めて、全会一致で我々が決議したこの決議内容に従つて政府としても全力でこの見直しをしていくということを表明いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 申し上げましたように、政府といたしましても、御趣旨を踏まえて配意してまいりたいということを申し上げているところでござりますので、そうした申し上げたことをしつかり実行していきたいと思っております。

○階委員 どうもありがとうございます。是非よろしくお願ひいたします。

関税定率法等の改正案について質問を移していくたいと思います。

今回、四百十一品目の暫定税率について一年間

期限を延長するということなんですが、なかなか関税の暫定税率というのはぴんとこないと思うんですね。ガソリンの暫定税率はさんざん議論してきました。あれは本来の税率に上乗せするという話なんですが、関税の方の暫定税率は、むしろ軽減する方なんですね。四百十一品目、毎年毎年、品目数は多少変動するとはいっても、毎年一年ごとにここで法律を作つて期限を延長している、そんなことを行つているわけですね。

これは、四百十一品目、本当に必要があつて延長しているのかどうかということを我々の仲間で確認しました。それで出てきたのが三ページ目の資料なんですが、冒頭、関税局は、四百十一品目の全てについて、個別品目を一品目ごとに、物資所管省庁に対して要望理由のヒアリングを実施し検討を行つておりますというふうに立派な態度を示しています。

○高村政府参考人 お答え申し上げます。

コーンスターク用のトウモロコシにつきましては、委員御指摘のとおり、国内生産はほぼないとお考えられますが、ただ、このコーンスターク用トウモロコシは、でん粉を生産するために輸入しております。そして、国内には、国産のでん粉原料用芋生産が行われております。

したがいまして、このコーンスターク用トウモロコシと国産でん粉原料用芋というものが競合すると言えられますので、そういう観点から、芋生産者を保護するという観点から検討を行つた次第です。

○階委員 直接この品目の生産者はいなくとも、関連する芋生産者の保護を図る必要があるから関税は必要だという趣旨の答弁でした。

では、その保護すべき芋生産業者がいる中で、暫定税率であつて税率をゼロにするわけですがれども、これによつて消費者等の利益確保を図る観

くで、十個全てについて書いているわけなんですね。これで果たしてちゃんと検討を行つたと言えるのかどうかということをしつかり検証していきたいという趣旨で質問します。

まず、国内産業保護の観点から検討したというふうに書かれておりますけれども、例えばこの第一項目、トウモロコシの、コーンスターク用のものについては、ほぼ全て輸入によつて賄われているというふうに書かれております。ほぼ全て輸入によつて賄われているのに、国内産業の保護といふのを検討する必要があるんですか。お答えください。

ただ、この、じゃ、検討状況はどうなつているんだと聞きますと、この下に表がありますね。検討状況、ここでは、十品目について表はあつたんですが、ページの関係で三品目めまでにしております。上位三品目に絞つております。なんですかれども、結局、ここに書いてあることは、ここに書いている三つの中でも同じことしか書いていません。ヒアリングにより、業界の状況や国際市況等について確認し、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉の状況等の観点を多角的に検討した結果、政策上の必要性が認められ、現行の暫定税率の水準が適正であるとの結論に至りました。ということは、ここに書いている三つだけではな

点があるようなんですが、六百九十億円程度関税が減るわけですけれども、六百九十億円関税が減ることによって消費者にはどの程度メリットはあるのか。定量的なことが把握されているのかどうか、お答えください。

○高村政府参考人 まず、国内のでん粉需要を賄うためには、国産でん粉芋生産者を保護するとともに、こういう形でコーンスター用のトウモロコシの輸入の確保を図る必要もございます。

そして、このコーンスター用トウモロコシは、糖化製品やビール、段ボール等の原料に幅広く使われております。仮に、この暫定税率を停止して

基本税率に戻すとなつた場合には、こういう、今申し上げたような糖化製品、ビールや段ボール等の原料に価格転嫁が生じることによって国民生活に悪影響が生じかねないというふうに考えております。

○階委員 本当にこれは、六百九十億円という減収を生じさせていますね。そして、芋業者には、関税を設けることによって、保護するという利益が失われているわけです、芋業者の方の利益は。利益は失われており、そして税収は六百九十億円減っている。そういう中で、それを補うほどの消費者側への利益というのは生まれているのかどうかということを教えてください。明確にお答えください。その点についてだけお答えください。

○高村政府参考人 暫定税率を通じてコーンスター用のトウモロコシが無税で輸入できることによって、先ほど申し上げたような糖化製品やビール、段ボール等の原料を低価格で調達できますの

で、その点で国民生活の利益は確保されていると考えております。

○階委員 輸入業者が低価格で調達できるというのは、それは当然のことですよ。ただ、問題は、低価格で調達できることによって、先ほど来おっしゃっている芋業者に悪影響が及んでいないのか、そして、低価格で調達したものがちゃんと消費者価格にも反映されているのか、このような利益衡量を図った上で、最終的に基本税率を、暫定税率ゼロにするかどうか検討すべきだと思っていますけれども、そうした検討はちゃんとされているんですか。

○高村政府参考人 コーンスター用のトウモロコシの所管は農林水産省でございます。

農林水産省から我々はヒアリングをして、委員御指摘のとおり、国内産業の保護の観点からの議論、それから消費者等の利益の確保の観点からの議論、それからまた、このコーンスター用トウモロコシは、国際交渉によって、一定の関税の譲許の、一定の国際約束をしておりますので、そのことも勘案して、延長が妥当であるという結論に至つたものでございます。

○階委員 とても精緻な検討を行つてているとは思えないわけですよね。

皆さんが検討しているというふうにおっしゃっているから聞いているわけですよ。ちゃんと各方面の利益を比較衡量して結論を出しているかということを聞いているんだけれども、漠然とした答えしかないです。挙げ句の果てには、農林水産省からヒアリングしたということで、責

任転嫁しているじゃないですか。これで本当に、暫定税率、四百十一品目一つずつ検討していると言えるんでしようかね。

もう一つ言いますけれども、国際交渉の状況等の観点、これも検討していると言っています。昨日もここで議論になつていてますけれども、トランプ関税に対して、経産大臣がアメリカに行つて日本への適用は除外してくれというお願いをしたけれども言質は得られなかつたということなんですが、やはり、そのときに、お願いに行くときに交渉カードを持っていくべきだと思うわけですよ。例えば、この第一項目のコーンスター用のトウモロコシについては、主な輸入相手、トップが米国となつていてますよね。そうしたことについて、我々は暫定税率を適用してますけれども、もしアメリカが関税を引き上げてくると、こうしたところに影響が出てくるかもしれませんよといった交渉カードを持つべきだと思うんですけれども、こうした、まともに検討していればそういう議論もできると思うんですけど、交渉カードに資するような検討というのはされているんですか。交渉カードに生かすような検討というのはされているんですか。

○高村政府参考人 お答え申し上げます。

まず、今般議論されている、今、ただいま議論されているコーンスター用トウモロコシについてましては、これは、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果として設定されたものでございます。仮に、現行の税率を引き上げる場合には、国際交渉を行う必要が出てくるものでございます。

他方、米国の措置でございますが、これにつきましては、政府として米国政府に申入れ等を行つてゐるところであり、今後とも、米国による措置の内容を踏まえて、関係省庁と連携して適切に対応してまいりたいと考えております。

○階委員 一般論としてお聞きしたいんですけれども、国際交渉のカードとするために、暫定税率をもしなくせば相手国に対してどのような影響が及ぶのかということをちゃんと調べ上げているのかということをお聞きしているわけですよ。

今ちよつとお聞きしていく疑問に思つたんですけれども、暫定税率というのは我が国だけでは決められないんですか。基本税率は決められないと思うんですけれども、暫定税率の方も自国では決められないということです。そこは関税自主権の対象ではないということです。二点お伺いします。

○高村政府参考人 現在暫定税率を設定している四百十一品目でございますが、この中には、先ほど申し上げたようにガット・ウルグアイ・ラウンドの交渉の結果として設定されたものが大半でございますが、そのほかにも、産業政策上の要請から、基本税率等を下回る税率を設定するものもございます。

○階委員 まず、交渉カードとするために、相手国への影響などはちゃんと調べ上げていますかと聞いています、暫定税率を維持することによって。

○高村政府参考人 お答え申し上げます。暫定税率になつてゐるかどうかはともかく、我

々、一般論として、どういう形で対抗措置があるのかということについては当然検討をしております。

一般論を申し上げますと、我が国の関税制度においては、関税定率法に、WTO協定に基づいて、WTOの承認を得た上で措置可能な報復関税制度、あるいは、WTO協定に基づき、相手国の措置がセーフガード措置とみなせる場合は、相手国の措置と実質的に同価値の対抗措置を講じることができる、いわゆるリバランス措置が規定されているところでございます。

○階委員 トランプ関税が実際に行われた場合の対抗措置を今お話しになられたと思うんですけど、そうさせないようにするための交渉カードとして、暫定税率の適用がどうなつていて、相手国についてどういう影響があるのかということをちゃんと調べ上げていますかということを聞いてい

るわけですよ。

○高村政府参考人 お答え申し上げます。

物資所管省庁で、関税の措置を調整した場合の影響につきましては様々な議論を行つてゐるところでございます。

○階委員 これから財務大臣に伺いますけれども、やはり、私は、この四百十一品目、一つ一つ検討しているという割には、抽象的な漠然とした答えしか返つてきていないと思うんですね。四百十一品目トータルで、関税の減収額が千四百億円にも上つてゐるわけですよ。やはり、それだけの税収減を生じさせるのであれば、ちゃんと消費者にその恩恵があるのかどうか、競合する業界などへの

悪影響がないのかどうか、そして、輸入業者は暫定税率によつて利益が得られてゐるわけですから、その利益が及ぶところに利権的なものが発生していないのかどうか、こういったことをちゃんとチェックしていくべきだというふうに思うわけですが、財務大臣のお考えをお聞かせください。

○加藤国務大臣 まさに、関税は主として国内産業保護等のためと説明させていただきました。国内産業また消費者等の利益の確保、これを踏まえながら、政策上の必要性、そして適用期限を定めて基本税率を暫定的に修正するということでありますので、暫定税率が引き続き政策上の必要性が認められるかどうかについては常に精査をしていく必要があるというふうに考えておりますし、また、今おつしやつた、暫定税率をした、消費者の利益の確保、したもののがしつかり転嫁されているかどうか、これはちよつと私どもだけでは分かりませんけれども、所掌する省庁等ともその辺も含めて議論を重ねていく必要があるというふうに思っています。

○階委員 租税特別措置のときは、企業・団体献金によつて政策がゆがめられてゐるかどうかをチェックするためには、適用者名を公表すべきだということを我々は提案しました。この暫定税率についても、金額の大きなものはそういう観点からもチェックする必要があると思つております。

昨日も提案がありましたがけれども、暫定税率でどういったところに大きな適用額があるのかといつたことは開示すべきだと思うんですが、いかがでしようか。

○加藤国務大臣 租税特別措置は、これまでも申

し上げていますが、公平、中立、簡素という租税原則の例外として、特定の政策目的を実現するためのものでありますし、特定の者の税負担を軽減するという形を取っているわけであります。有効な政策手法となり得る一方で、税負担のゆがみを生じさせる面があることから、租特透明化法に基づき、その適用実態調査の結果を国会に報告をさせていただいております。

一方で、関税は、物品、物に着目し、その輸入に際して、輸入者にかかるわらず一律に税を徴収する制度であります。また、多国間の国際交渉の状況を始めとする国際的枠組みの中で税率の水準が規定されているものでありますので、透明性を議論するにおいても、こうした内国税と関税の性質の違い、これに留意する必要があると思っております。

また、関税の暫定税率については、政府として、関税・外国為替等審議会関係分科会に具体的な項目とともにお示しをし、外部の有識者に幅広い観点から御議論いただいており、その資料や議論を公表することで、政策決定に関する透明性の確保に努めているところであります。

また、先ほど申し上げた暫定税率については、国内産業保護の観点から実施をしているわけでもありますけれども、常にその在り方を見直していく必要があるというふうに考えており、また、税率の水準も、まさに毎年、一年間の延長でありますから、毎年国会での御議論もいただいているところでございます。

○階委員 是非、関税の暫定税率の適用状況に関する資料、それから延長する場合の意思決定に関する資料、これは国会に開示していただきたいと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、外国為替等審議会における議論については、その資料また議論は公表させていただいているところでございます。

その上で、先般も、たしか御党からの御要求に応じてかな、資料を提出させていただいたと思います。また、そうした御要望も踏まえながら、しつかり対応させていただきたいと思います。

○階委員 是非よろしくお願ひします。

今回の改正の中で、LDC卒業国に対する特惠関税の適用期間、これは従来一年間だったものを三年間に延長するということが定められることになっていますが、これを一年から三年にすることによって、通常であれば、年間六百億から八百億ぐらい税収が一年たてば得られるところが、三年になることによって、掛ける二、千二百から千六百億ぐらい、これぐらい関税の収入が落ち込むわけです。

また、この措置は、二〇二三年のWTO理事会

決定で、LDC卒業国との円滑かつ持続可能な移行期間の提供を奨励することが求められたことを受けたものであり、開発途上国との連携強化を図ることで重要と考えており、我が国もその理事会での決定に賛同したところであります。

また、G7広島サミット等で開発途上国との連携の重要性を訴えてきた我が国としても、こうした対応は早急に実施することが適当と考え、今回の令和七年度改正の措置内容として盛り込ませていただいたところでございます。

○階委員 やはり、相手国の状況を見ながらきめ細かい対応をするべきだと。

それから、ちなみになんですが、今、国際的な

おります。

この点については、時間もありませんので、大臣から、どのように考えるか教えてください。

○加藤国務大臣 今般の改正で、LDC卒業国への特惠関税の適用期限を現行の一年から三年に延長するわけであります。

現在のLDC諸国に対して恒久的に新たな関税引下げを行うものではなく、諸外国の措置内容も踏まえ、これは、ドイツ、フランス、イタリア、英國、カナダも三年の延長措置をこれは既に導入済みと承知をしておりますが、そうした状況も踏まえ、追加的に現行の一年を三年間にする、いわゆる二年間、追加的に二年間という期間に限つて関税引下げの延長をするというものであり、減収の影響はある意味では限定的だというふうに考えております。

これから、カンボジアとかバングラデシュといふ我々が特恵を与えていたる国々の中でも特に大きい国々がその卒業国になってくるということも聞いておりまして、カンボジアなんというのは、やはり、内政の状況あるいは人権の状況などを考えると、これほど優遇する必要があるのかどうか、我々の関税の収入もそれだけ失われるわけですか、ここは慎重に検討すべきではないかと考えて

背景をおっしゃられましたけれども、アメリカは、第一次トランプ政権のときにLDC卒業国以外の国に対しても特恵関税制度を廃止したりしていま  
すね。そういうことで、自国ファーストというよ  
うなアメリカに對して、もし国際的な途上国支援  
が大事だというのであれば、そこも物を申してい  
ただきたいと思つております。

最後になりますけれども、関税局で不祥事があ  
りました。重要な公文書が漏えいして、これは、  
これから薬物の密輸などに対する取締りの実効性  
にも影響を与える非常にゆゆしき問題だと思つて  
おります。

不祥事を起こした当事者の処分は行われたよう  
でありますけれども、幹部の処分は行われていま  
せん。この点についてはやはりしつかりとした厳  
しい処分が必要だと思ひますが、最後にその点に  
ついて確認させてください。

○加藤国務大臣 関税局の職員が、密輸入事犯の  
犯則嫌疑者を含む個人情報が記載された行政文書  
を保持した状態で帰宅しようし、また、途中で  
飲食の上、当該文書を紛失するに至つたこと、こ  
れは誠に遺憾であります。税関行政に対する国民  
の信頼を大きく損なつたことに対して、まずおわ  
びを申し上げます。

今回の文書を紛失した関税局職員に対しては厳  
正な処分を行つたところでございますし、また、  
当該文書を紛失した直前の飲酒を伴う会合に参加  
した職員についても、文書を紛失した職員本人に  
当該文書を渡した者であるため、この職員につい  
ても厳正に対処いたしました。

監督者については、平素から必要な注意喚起を  
行うなど、職務上の義務違反は認められませんで  
したが、改めて適正な業務運営の監督を求めるた  
め、私から関税局長に對しては、注意、指導を行  
つたところでございます。

今回の事態、極めて重く受け止めております。  
今後このようなことが起きないよう再発防止に向  
けた徹底を指示したところでありますし、また、  
指示がしつかりと徹底し得るよう、これからも  
しっかりとフォローアップをし、国民の皆さんから  
の信頼回復、信頼を得られるよう努力をしてま  
いります。

○階委員 終わります。ありがとうございました。

○井林委員長 次回は、来る十四日金曜日委員会  
を開会することとし、本日は、これにて散会いた  
します。

午前九時四十一分散会